

第2回審議会（9月25日）後の主な変更点等

1 全体の共通事項

【専門用語解説の追加】

- ◆各ページの下部に文章中に出てくる専門用語の解説を追加。

理 由：専門用語による理解の障壁を減らし、市民や関係者が内容を正しく把握できるようにするため。

【グラフ・写真の挿入】

- ◆施策の基本方針ごとの《現状》《課題》を記載したページの次ページに、その内容に関連するグラフ及び写真を挿入。

理 由：《現状》《課題》を視覚的に理解できるようにするため。

【数値目標の「説明」欄を「設定の意図」欄へ変更】

- ◆後期基本計画に準じて、数値目標の「説明」欄を「設定の意図」欄へ変更。

例示（数値目標「自然体験会の参加人数」）

変更後：【設定の意図】自然とのふれあう活動の市民の関心度を測る指標で、市が実施する自然体験会の参加人数の増加を目指します。

変更前：【説明】市が実施する「自然ふれあい探検隊」事業の参加人数

理由：「説明」では単なる算定方法の記載にとどまり、目標設定の趣旨が不明確であるため。「設定の意図」にすることで、指標の意味や目標達成による効果を明確に示す。

2 個別事項

【表紙】

- ◆表紙に既存と同様の写真を挿入。

【目次】

- ◆ページ番号を追加。

【3ページ：「2 計画の推進主体」】

- ◆市の推進内容を次のとおり変更。

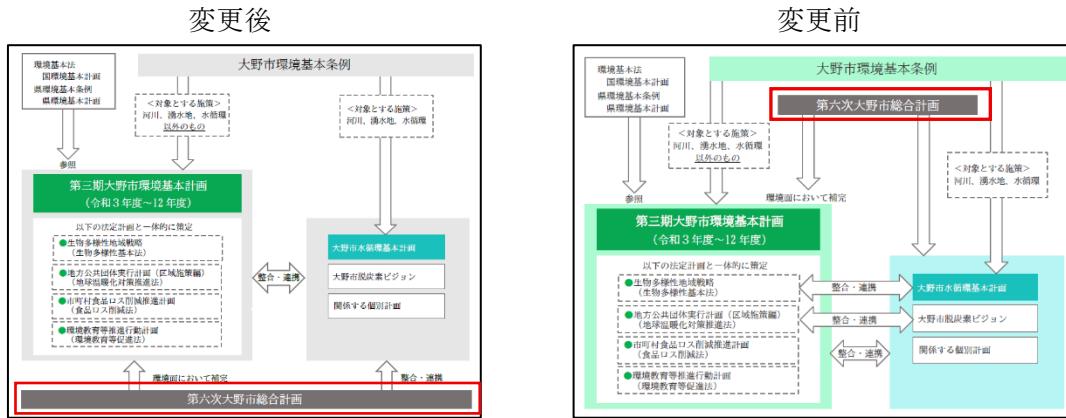
変更後：施策の実施及び進行管理、環境啓発活動の実施、関係主体との連携の推進など

変更前：施策の進行管理、環境啓発活動の実施、関係主体との連携の推進など

理 由：市の役割として、計画に掲げる施策を実際に実施することが基本であるため。

【5ページ：「5 計画の位置付け」】

◆ 「第六次大野市総合計画」の位置を条例の下から最下部に移動。



理由：現状では総合計画が環境基本条例の下にあるように見えるため。

【6～7ページ：「中間評価・アンケート調査の結果」】

◆ 変更前は「6 施策展開の視点」に含まれていた本項目を独立して記載。

理由：中間評価及びアンケート調査は、施策展開の視点に至るまでの「結果」であり、視点そのものとは異なるため。

【7ページ：「○アンケート結果から見える市民の意識傾向」】

◆ 表題及び内容を次のとおり変更。

変更後：○アンケート結果から見える市民の意識傾向

- ✓ 市民の「ごみ減量に向けた取組状況」は、令和2（2020）年度の前回アンケートと比較して多くの項目で意識の低下が見られます。
- ✓ 市民が「市に求める環境施策」として最も多く挙げた項目は、「農地及び山林の保全・活用」です。
- ✓ 事業者が「市に求める環境施策」として挙げた主な項目は、「設備導入支援」「取組事例の情報共有」「事業者向け研修会」です。
- ✓ 小中学生が「学びたい環境問題」として挙げた主な項目は、「自然環境の喪失」「生物多様性の危機」です。

変更前：○アンケート調査で明らかになった主な課題

- ✓ 市民の「ごみ減量に向けた取組状況」は、前回のアンケート実施時（令和2年度）と比較して意識の低下が懸念される状況にあることから、市民の関心を喚起する工夫を凝らした普及啓発や情報発信を進める必要があります。
- ✓ 市民が「市に求める環境施策」として最も多く挙げた項目は、「農地及び山林の保全・活用」であり、高齢化や担い手不足に対応しながら、農地・森林の効率的な保全・管理を推進するとともに、市民がその恩恵を実感できる取組を進める必要があります。
- ✓ 事業者が「市に求める環境施策」として挙げた主な項目は、「設備導入支援」「取組事例の共有」「事業者向け研修会」であり、脱炭素化による経済的な相乗効果を周知するとともに、持続可能な事業活動の促進に向けた取組を進める必要があります。
- ✓ 小中学生が「学びたい環境問題」として多く挙げた項目は、「自然環境の喪失」「生物多様性の危機」であり、若い世代に対して、自然や生き物とのふれあいの重要性を伝える環境学習を推進する必要があります。

理由：アンケート結果を施策の課題に直結させる表現は強引であり、市民の意識傾向のみを示す書き方が適切であるため。

【8ページほか：「7 計画推進の基本的視点】

◆表題を次のとおり変更。

変更後：「計画推進の基本的視点」

変更前：「施策展開の視点」

理 由：後期基本計画の表現に合わせるため。

【10ページ：「(2)第六次大野市総合計画を踏まえた視点】

◆表を次のとおり変更。

変更後：「第六次大野市総合計画の理念・目標等」

変更前：「環境基本計画と密接に関係している第六次大野市総合計画の目標・概念等」

理 由：変更前の表では、一見した際に後期基本計画の「計画推進の基本的視点」である「ジェンダーギャップの緩和」が抜け落ちているように見えるため、環境基本計画に密接な部分だけでなく後期基本計画の概要全体を示す表に変更。

【15ページほか：「2 基本目標】

◆「基本目標②脱炭素社会への移行」のSDGs ゴールに「15 陸の豊かさも守ろう」を追加するとともに、文章を次のとおり変更。

変更後：

基本目標② 脱炭素型社会への移行



2035年までにカーボンニュートラルを達成するため、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用、森林吸収源対策などにより、脱炭素型のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。

変更前：

基本目標② 脱炭素型社会への移行



2035年までにカーボンニュートラルを達成させるため、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用などにより、脱炭素型のライフスタイルや事業活動が定着した社会を目指します。

理 由：今回の見直しで「森林吸収源対策の推進」を上位項目に格上げしたため、関連するSDGs のゴールを追加するとともに、文章にその要素を反映。

【22ページほか：「施策の基本方針 自然とふれあう機会の創出】

◆《現状》の上から2番目の「○」の文章中の以下の語を変更。

変更後：自然体験会（他の関連箇所も同様に修正）

変更前：自然体験イベント

理 由：市の実施する事業の表現として、「イベント」よりも「会」の方が適切であるため。

【26 ページ：「施策の基本方針 農地・森林の保全と活用」】

◆ 《現状》の上から 4 番目の「○」の文章を次のとおり変更。

変更後：効率的な森林施業に向け、林業の生産性を向上させていくための高性能林業機械の導入が進んでいます。

変更前：森林所有者の意識の低下や後継者不足により、適正な維持管理が行われず境界も不明確な森林が増えてきており、森林施業などが行き届かない森林がみられます。

理 由：森林施業の課題を単に問題として示すだけでなく、改善に向けた動き（技術導入）を記載し、施策との関連性を示すため。

◆ 《課題》の一番下の「✓」の文章を次のとおり変更。

変更後：林業従事者を確保するため、先進技術の導入により森林施業を効率化し、若者や女性も就業しやすい環境を整える必要があります。

変更前：農業や林業を若者や女性にとって魅力ある産業にする必要があります。

理 由：具体的な方策を明確化するため。

【31 ページ：「施策の基本方針 生物多様性の確保」】

◆ 《現状》の下から 2 番目の「○」に次の文章を追加。

変更後：放流したアユなど、淡水魚の稚魚を育成するため、自然渓流の環境保全やカワウの追い払いを行っています。

変更前：(記載なし)

理 由：現状として既に行っている取組を明示し、施策との関連性を示すため。

【38 ページ：「施策の基本方針 地球温暖化対策の推進」】

◆ 《現状》の一番下の「○」の文章を次のとおり変更。

変更後：気候変動に起因するとされる自然災害や異常気象が、全国各地に加えて、県内や市内でも発生しています。

変更前：気候変動が原因と思われる自然災害や異常気象が全国各地で発生しています。

理 由：自然災害や異常気象が県内や市内でも発生していることを明記することで地球温暖化対策の必要性を明確化するため。

【40 ページ：「①エネルギー源の転換と省エネルギーの促進」】

◆ 【分野共通】の上から 4 番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：間伐・主伐・再造林による吸収源対策に取り組むとともに、森林経営や省エネ設備などを通じた J-クレジット制度の取組を推進します。

変更前：間伐・主伐・再造林による吸収源対策に取り組むとともに、J-クレジット制度の取組を推進します。

理 由：施策の柱「①エネルギー源の転換と省エネルギーの促進」に沿った施策として具体的な方策を明記するため。

◆【住宅・建築物分野】の上から2番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：リフォーム支援に合わせて、LED照明や高断熱浴槽への取替えなどを促進し、住宅の省エネルギー化と高断熱化を図ります。

変更前：リフォーム支援に合わせて、LED照明への切替などを促進し、住宅の省エネルギー化を図ります。

理由：高断熱浴槽の導入促進を含むリフォーム支援を実施予定であり、実際の取組に即した内容とするため。

【42ページ：「③公共施設・公共交通の脱炭素化】

◆上から2番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：③公共施設・公共交通の脱炭素化

市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続します。

変更前：②再生可能エネルギーの利用促進

市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続するとともに、未利用資源であるもみ殻の市内での有効活用策を検討します。

理由：当該施策は「再生可能エネルギー」よりも「公共施設の脱炭素化」に位置付ける方が適切であるため、属する施策の柱を変更。また、変更前の後段の「もみ殻の市内での有効活用策」については、公共施設ではなく民間における有効活用を想定した施策であるため、当該施策から分離し、後掲の「循環経済の促進」の施策に移動。

【45ページ：「施策の基本方針 森林吸収源対策の推進】

◆《現状》の上から5番目の「○」の文章を次のとおり変更。

変更後：効率的な森林施業に向け、林業の生産性を向上させていくための高性能林業機械の導入が進んでいます。《再掲》

変更前：森林所有者の意識の低下や後継者不足により、適正な維持管理が行われず境界も不明確な森林が増えてきており、森林施業などが行き届かない森林がみられます。《再掲》

理由：森林施業の課題を単に問題として示すだけでなく、改善に向けた動き（技術導入）を記載し、施策との関連性を示すため。

【47ページ：「①森林資源の循環利用の促進】

◆上から3番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続します。《再掲》

変更前：市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続するとともに、未利用資源であるもみ殻の市内での有効活用策を検討します。《再掲》

理由：「もみ殻の市内での有効活用策」については、もみ殻は森林資源に該当しないため、当該施策から分離して後掲の「循環経済の促進」の施策に移動。

◆下から 2 番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：廃棄物処理業者と連携し、地域の社会奉仕活動で出た剪定くずなどを受け入れ、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用する取組を推進します。

変更前：廃棄物処理業者と連携し、地域の社会奉仕活動で出た草ごみを受け入れ、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用する取組を推進します。

理由：「草ごみ」から「剪定くずなど」に変更し、対象を明確化するため。

【55 ページ：「④循環経済の促進」】

◆上から 3 番目及び 4 番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：・市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続します。《再掲》

・未利用資源であるもみ殻の市内での有効活用策を検討します。

変更前：市役所庁舎やトロン温浴施設うらら館などで薪や木質ペレットの活用を継続するとともに、未利用資源であるもみ殻の市内での有効活用策を検討します。《再掲》

理由：前掲の「③公共施設・公共交通の脱炭素化」「①森林資源の循環利用の促進」との整合性を確保するため、分離して記載。

◆上から 6 番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：廃棄物処理業者と連携し、地域の社会奉仕活動で出た剪定くずなどを受け入れ、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用する取組を推進します。《再掲》

変更前：廃棄物処理業者と連携し、地域の社会奉仕活動で出た草ごみを受け入れ、木質バイオマス発電所の燃料として有効活用する取組を推進します。《再掲》

理由：「草ごみ」から「剪定くずなど」に変更し、対象を明確化するため。

【58 ページ：「基本目標④ 快適な生活環境の保全」】

◆《基本目標の意図》の最後の段落の文章を次のとおり変更。

変更後：良好な生活環境・景観を維持し、市民生活の保全と歴史的・文化的遺産の保存を促進していくため、市民一人一人の意識を高め、地域全体で持続可能な生活環境を保全する取組を進めていきます。

変更前：良好な景観を維持し、歴史的・文化的遺産の保存を促進していくため、市民一人一人の意識を高め、地域全体で持続可能な生活環境を保全する取組を進めていきます。

理由：基本目標である「快適な生活環境の保全」の要素をより強く反映し、生活環境の維持と市民生活の保全を明確に示すため。

【62 ページ：「①公害発生の防止」】

◆ページの中段の【見出し】を次のとおり変更。

変更後：きめ細かい監視と情報提供

変更前：監視体制の強化と情報提供

理由：本項目に掲げる施策は既存の取組を継続するものが中心であり、「強化」という表現は実態にそぐわないとため。

【66 ページ：「施策の基本方針 良好的な景観形成及び歴史的、文化的遺産の保存」】

◆ 《課題》の一番下の「✓」を次のとおり変更。

変更後：所有者や相続人などの意識を高め、空き家の発生を抑止するとともに、優良な空き家の所有者に対し、空き家の利活用を促す必要があります。

変更前：所有者や相続人の意識を高め、空き家の発生を抑止するとともに、優良な空き家の所有者に対し、空き家情報バンクへの登録を促す必要があります。

理 由：「空き家情報バンクへの登録」は利活用の手段の一つに過ぎないため、より包括的な表現である「空き家の利活用を促す」に変更。

【68 ページ：「①良好な景観形成」】

◆ 【街並み景観の保全】の上から 3 番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：七間通りについて、歩行者の安全を確保するとともに、快適な道路空間となるよう再整備します。整備に当たっては、まちなか観光にふさわしい景観となるよう配慮します。

変更前：七間通りは、再整備により、観光ルートにふさわしい景観を維持し、歩行者の安全確保と快適な道路空間を実現します。

理 由：歩行者の安全確保と快適な道路空間の形成を前面に出した表現に変更。（後期基本計画の施策変更に伴う変更）

【76 ページ：「①持続可能な社会を支える人材の育成」】

◆ 上から 8 番目の「・」の文章を次のとおり変更。

変更後：性別や年齢、業種などの多様な背景を踏まえて、それぞれのニーズや関心に合わせた環境学習や出前講座を推進します。

変更前：幼児から中高年層、事業者までの多様なニーズや関心に合わせた環境学習や出前講座を推進します。

理 由：年齢、業種に加え、性別も考慮するため。（後期基本計画の「計画推進の基本的視点」に掲げる「ジェンダーギャップの緩和」との整合）

【81 ページ：「第 4 章 進行管理と推進体制」】

◆ 章立ての表題を次のとおり変更。

変更後：第 4 章 進行管理と推進体制

変更前：第 4 章 推進方策

理 由：「推進方策」では内容が抽象的であるため、章の構成を示す表現に変更。

3 パブリックコメントの結果

計画の見直しに市民及び関係者の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施。

- (1) 募集期間：令和7年11月25日（火）から令和7年12月12日（金）まで
- (2) 閲覧場所：市役所、結とぴあ、図書館、各公民館（8館）、和泉地域交流センター
- (3) 受付方法：閲覧場所への書面の投函、郵便、FAX、電子メール
- (4) 提出された意見等の件数：なし

4 今後のスケジュール（予定）

12月23日（火）：計画（最終案）の承認

12月下旬～1月下旬：内容の最終確認（「はじめに」及び「ページインデックス」の追加含む）

※審議会を代表して小松会長が内容を確認。

2月上旬：府内会議で最終決定

※決定後、審議会委員あてに計画冊子を送付するとともに、ホームページで公表。